

高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！



オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ マイナンバーカードがあれば、**審査期間を短縮**できます



申請は[こちら](#)から



申請手順

1 ログイン

入学時に学校から配布されたID・パスワードを入力します。

2

継続意向の登録

支給の継続を希望するか、保護者情報に変更があるかを選択します。

3

登録情報の確認

登録済みの生徒情報や保護者情報を確認します。
※2で「保護者変更あり」を選択した場合は、別の画面で登録を行います。

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	名<漢字>	姓<漢字>	名<漢字>
文科	太郎	文科	太郎
姓<ふりがな>	名<ふりがな>	姓<ふりがな>	名<ふりがな>
もんか	たろう	もんか	たろう
生年月日	電話番号	生年月日	電話番号
1972年04月01日	(例) 123-4567-8901	1972年04月01日	(例) 123-4567-8901
メールアドレス	生徒との続柄	メールアドレス	生徒との続柄
(例) sample@mest.jp	父	(例) sample@mest.jp	母

保護者情報に変更がある場合

保護者情報に変更がある場合

この保護者等について、電話番号や住所の情報を変更します。

※保護者等の変更は必ずしも強制ではありませんが、保護者等の変更は必ずしも強制ではありません。

この保護者等を削除します。

※保護者等の変更は必ずしも強制ではありません。

4

収入状況の登録

審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

5

提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順 (4.収入状況の登録)

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

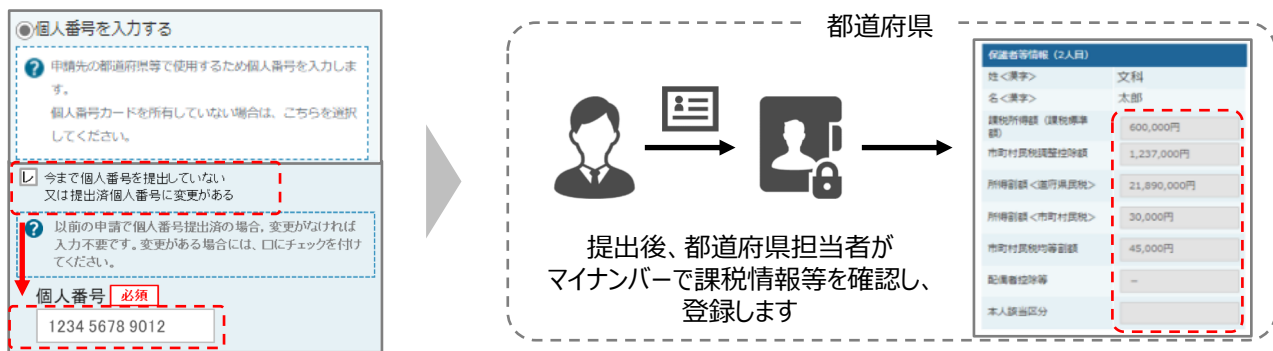
I マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。



II マイナンバーカードを持っていない場合

都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力します。
過去に提出済みの場合、再提出は不要です。



III I、IIのいずれも難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。

留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル (3月下旬更新予定)
 - ・ よくあるFAQ (2月下旬掲載予定)
 - ・ オンライン申請の説明動画 (6月頃更新予定)
- ✓ 書面での申請を希望する場合は、学校の案内に従ってください。



文部科学省HP